

参考資料

- ①法科大学院制度の経緯について・・・・・・・・・・・・・・・・ p. 1
- ②法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラムの経緯について・・・・・・・・ p. 2
- ③法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラムについて・・・・・・・・ p. 3
- ④法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム配分率算出イメージ・・・・・・・・ p. 4
- ⑤基礎額算定率及び加算率に基づく配分率一覧（令和 6 年度審査結果）・・・・・・・・ p. 5
- ⑥法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム評価総表（R3～R7）・・・・・・・・ p. 6
- ⑦中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会における議論・・・・・・ p. 7
- ⑧法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラムの経緯について（詳細）・・・・ p. 8

法科大学院制度の経緯について ～法科大学院開設20年の歩み～

■ H13 司法制度改革審議会意見書

- ・新司法試験合格者数の年間3,000人達成を目指す。
- ・司法試験という「点」のみによる選抜ではなく、法科大学院を中核とした、法学教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させた「プロセス」としての法曹養成制度を整備すべき。
- ・法科大学院の設置認可は広く参入を認める仕組みとする。（※）
- ・適切な機構を設けて法科大学院に対する第三者評価（適格認定）を実施。

※当時、行政全体が事前規制から事後チェック規制へ移行

■ H14 中央教育審議会「法科大学院の設置基準等について(答申)」

学校教育法改正、法科大学院の教育と司法試験等の連携等に関する法律成立

■ H16 法科大学院開設

法科大学院の参入を広く認めた結果、入学者数はピーク時で約5,800人(H18)に。

一方、司法試験合格者数は、H20に2,000人に達した後、ほぼそのまま推移。

⇒ 司法試験合格者の低迷、法科大学院志願者数の減少。

- ・中教審にて法科大学院教育の質の向上、更なる充実等について審議。
- ・各法科大学院においても入学定員や組織の見直しに努める。

・H24年度予算から、「公的支援の見直し」（司法試験合格率や入学者選抜における競争倍率等の指標に基づき公的支援を減額する仕組み）を導入。

■ H25 法曹養成制度関係閣僚会議決定「法曹養成制度改革の推進について」

- ・合格者数3,000人程度との数値目標は現実性を欠く。当面、数値目標は立てない。

・「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」の推進（H27年度予算から、先導的な取組の提案も評価に加え、よりメリハリある予算配分を行う仕組みに改善。）

■ H27 法曹養成制度改革推進会議決定「法曹養成制度改革の更なる推進について」

- ・法曹人口が1,500人程度は輩出されるよう、必要な取組を行う。
- ・H30年度までを法科大学院集中改革期間と位置づけ、①法科大学院の組織見直し、②教育の質の向上、③学生の経済的・時間的負担軽減を推進。
- ・累積合格率が概ね7割以上となるよう充実した教育が行われることを目指す。

■ R元 法科大学院の教育と司法試験等の連携等に関する法律等の一部改正

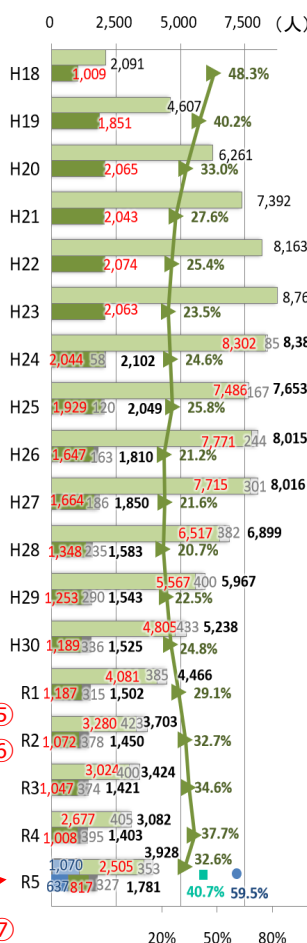
- ① 法科大学院における教育の充実
- ② 「3 + 2」（法曹コース3年+法科大学院2年）を幹とする制度改正
- ③ 法科大学院の定員を管理
- ④ 司法試験受験資格の見直し等（法科大学院在学中受験資格の導入）

■ R2 「3 + 2」法曹コース開始

■ R5 在学中受験開始

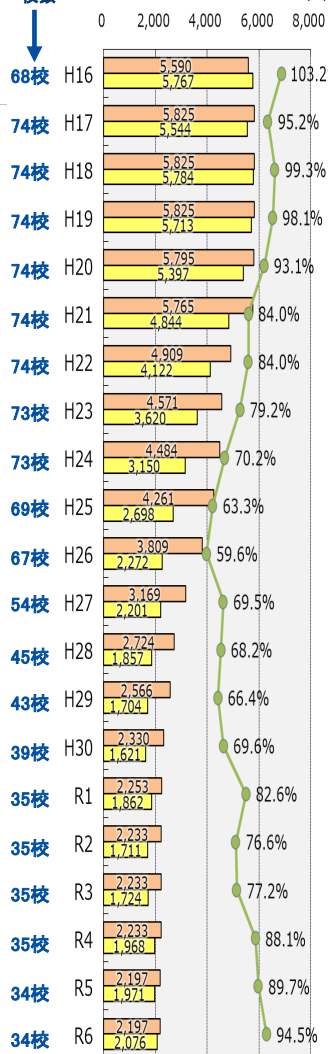
司法試験 受験者数・合格者数 ・合格率（単年）

- 司法試験受験者数(在学中受験)
- 合格者数(在学中受験)
- 司法試験合格率(在学中受験)
- 司法試験受験者数(法科大学院修了)
- 合格者数(法科大学院修了)
- 司法試験合格率(法科大学院修了)
- 司法試験受験者数(予備試験)
- 合格者数(予備試験)
- 司法試験合格率(在学中受験+修了)



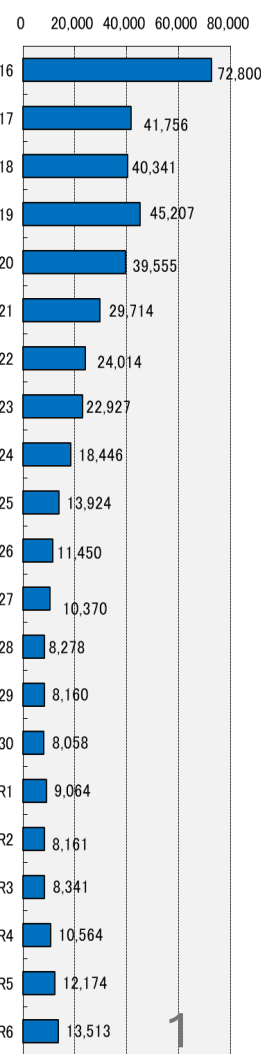
法科大学院 入学定員・入学者数 ・募集継続校数

- 入学定員
- 入学者
- 入学定員充足率



法科大学院 志願者数

- 志願者数

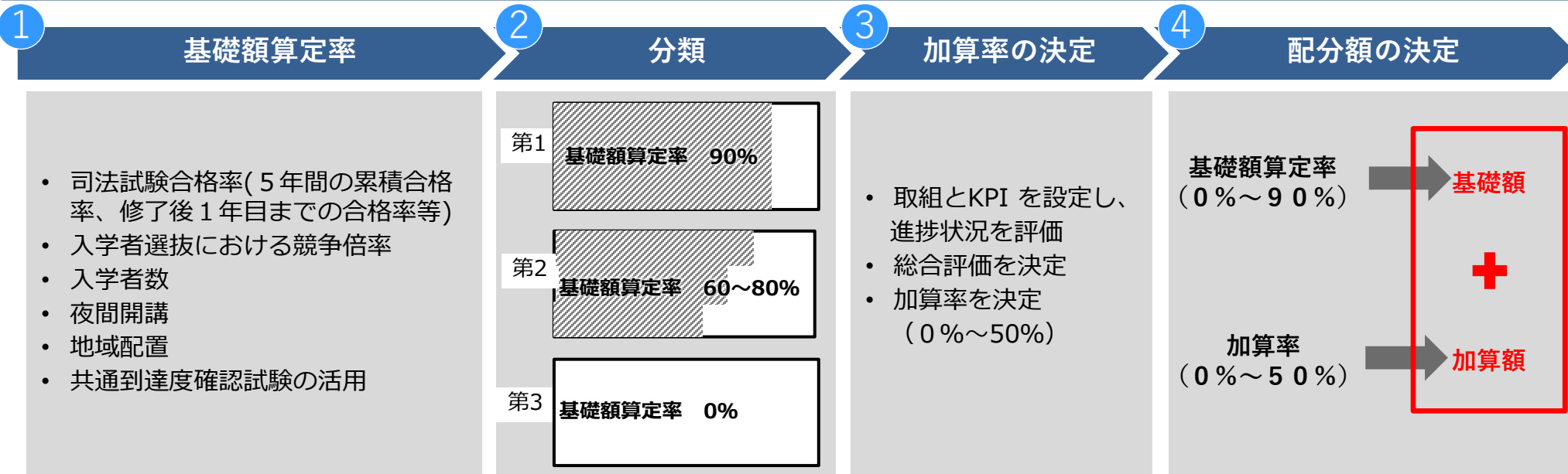


法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラムの経緯について

年度	施策	公的支援の見直し・加算プログラムの見直し概要
H21	H21.4 中教審で「入学定員の見直し」を提言	競争性の確保が困難になっている法科大学院については、質の高い入学者を確保するため、 早急に入学定員の見直しなど、競争的な環境を整えることが不可欠
H22	H22.9 「公的支援の見直しについて」を公表	「司法試験合格率」 及び 「入学者選抜における競争倍率」 に係る指標を設定
H24	【公的支援の見直し対象(6校)】 大宮法科大学院大、大東文化大、東海大、明治学院大、関東学院大、桐蔭横浜大 ① H24.9 「公的支援の更なる見直しについて」を公表	「入学定員充足率」 に係る指標を追加
H25	【公的支援の見直し対象(4校)】 島根大、大東文化大、東海大、愛知学院大 H25.4～H25.6 全ての法科大学院に対する情報提供、検討要請 ② H25.11 「公的支援の見直しの更なる強化について」を公表	全ての法科大学院を対象に 、これまでの成果等を多面的・総合的に評価するとともに、先導的な取組の提案も評価して、 公的支援の配分にメリハリを付ける仕組みに改善
H26	【公的支援の見直し対象(18校)】 愛知学院大、大東文化大、鹿児島大、久留米大、駒澤大、東海大、日本大、福岡大、甲南大、中京大、白鷗大、名城大、京都産業大、國學院大、獨協大、龍谷大、島根大、神奈川大	
H27 ③	H27.12 「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラムの見直しについて」を公表	基礎額設定の指標として、 平成29年度予算より、競争倍率に係る指標を追加するとともに、司法試験合格率に係る指標を充実
H28	H28.12 「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラムの見直しについて」を公表	基礎額設定の指標について、 平成30年度予算より、入学定員充足率を削除（ただし、3年連続で入学者数10名未満となった場合は減点
H29	H27.6の「法曹養成制度改革推進会議決定」を踏まえて設定した目指すべき定員規模（「当面2,500人程度」）を概ね達成	
H30 ④	H30.2 「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラムの見直しについて」を公表	加算率について、体系的・統計的な取組を促すため、 5年間（令和元年～令和5年まで）の中期的な改革・取組を、検証可能な目標とともにパッケージとして提案させ、進捗状況を毎年確認・評価することにより算出するよう見直し
R1 ⑤	連携法改正を踏まえた政省令・告示により、法科大学院の定員に係る学則変更を認可事項とし、平成31年度当初の定員規模（2,253人）を上回らないよう新設・定員増を規制。（令和3年度の定員増から適用）	
R2 ⑥	R2.12 「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラムの見直しについて」を公表	未修者教育の充実の観点から、優れた成果を上げている法科大学院を評価するため、 「法学未修者の司法試験の合格率」と「修了直後の司法試験の合格率」において、「基礎額算定」の指標に新たな加算項目を導入
R5 ⑦	R5.6 「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラムの見直しについて」を公表	加算率について、引き続き 5年間（令和6年～令和10年まで）の中期的な改革・取組を、検証可能な目標とともにパッケージとして提案させ、進捗状況を毎年確認・評価することとする

法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラムについて

- 文部科学省では、平成27年度予算より、「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」を導入し、法科大学院間のメリハリある予算配分を実施。
- 本プログラムは、司法試験合格率や入学者数等の指標に基づき法科大学院を3類型に分類し、基礎額を設定するとともに、各法科大学院から提案された5年間の機能強化構想とそれを実現するための取組の実績を評価し、加算額を設定。算出された基礎額と加算額を合わせて法科大学院への配分を決定。
- また、プロセスとしての法曹養成の実現に寄与する取組であっても定量的な指標では評価しにくい取組もあることから、こうした取組を推進するための仕組みを令和6年度期より導入。



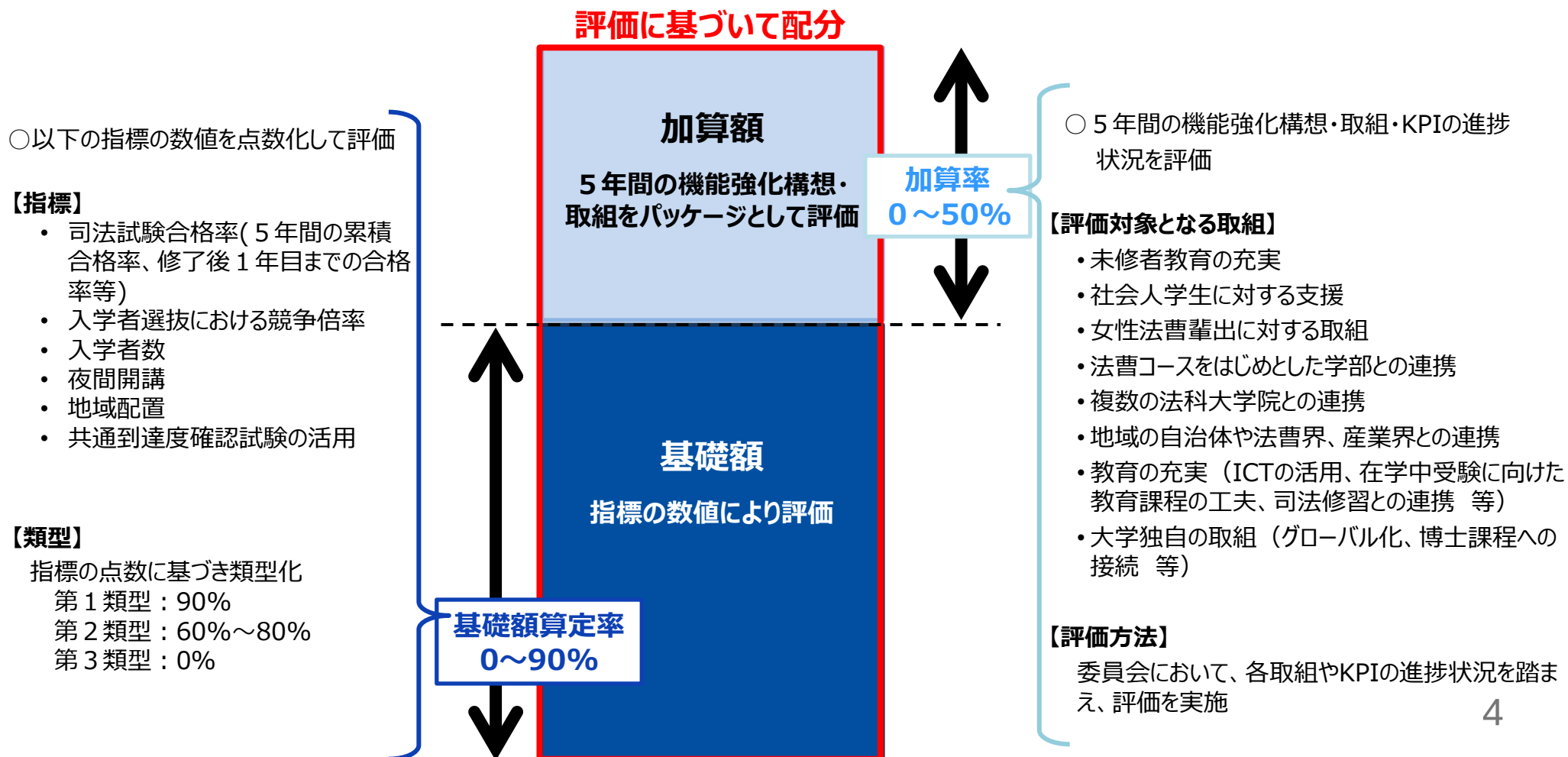
※予算配分の対象となる年度に学生募集を実施しない法科大学院は対象外。
 ※国からの公的支援を受けていない公立大学の法科大学院（2校）は対象外。
 ※ KPI・・・Key Performance Indicator。重要業績評価指標。

法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム配分率算出イメージ

基礎額算定率：司法試験合格率や入学者数等の指標に基づき3類型に分類し率を算定

加算率：各法科大学院が予め設定した5年間（令和6～10年度）の機能強化構想とそれを実現するための取組におけるKPIの進捗状況を評価し加算率を算定

配分額：基礎額と加算額を合わせたものを当該法科大学院の配分額として算出



「基礎額算定率」及び「加算率」に基づく「配分率」一覧（令和 6 年度審査結果）

大学名	基礎額 算定率	加算率	配分率
名古屋大学	70%	50%	120%
京都大学	90%	30%	120%
大阪大学	90%	30%	120%
神戸大学	90%	30%	120%
東京大学	90%	20%	110%
一橋大学	90%	20%	110%
愛知大学	90%	20%	110%
慶應義塾大学	90%	15%	105%
中央大学	90%	15%	105%
筑波大学	80%	15%	95%
岡山大学	80%	15%	95%
早稲田大学	80%	15%	95%
同志社大学	80%	15%	95%
千葉大学	70%	20%	90%
九州大学	70%	20%	90%
学習院大学	60%	30%	90%
上智大学	70%	20%	90%

大学名	基礎額 算定率	加算率	配分率
関西大学	70%	20%	90%
北海道大学	70%	15%	85%
東北大学	70%	15%	85%
金沢大学	70%	15%	85%
専修大学	70%	15%	85%
法政大学	70%	15%	85%
広島大学	60%	15%	75%
南山大学	70%	5%	75%
福岡大学	60%	15%	75%
創価大学	70%	0%	70%
日本大学	70%	0%	70%
立命館大学	70%	0%	70%
関西学院大学	70%	0%	70%
琉球大学	60%	5%	65%
明治大学	60%	0%	60%

- ・見直しの対象となる公的支援は、国立大学については、国立大学法人運営費交付金のうち、法科大学院に係る教員経費相当額、私立大学については、私立大学等経常費補助金の「特別補助/法科大学院支援」における専任教員に係る補助額。
- ・予算の配分に当たっては予算の範囲内に収まるよう、必要に応じて一律の割合を乗じて加算額を調整。
- ・本プログラムは、公立の法科大学院については対象としていない。
- 5

法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム評価総表（R3～R7）



文部科学省

大学名	R3			R4			R5			R6			R7		
	基礎額	加算	配分率	基礎額	加算	配分率	基礎額	加算	配分率	基礎額	加算	配分率	基礎額	加算	配分率
北海道大学	第2類型B	A	85%	第2類型B	A	85%	第2類型B	A+	90%	第2類型A	A+	100%	第2類型B	A	85%
東北大学	第1類型	A	105%	第1類型	A	105%	第1類型	B	95%	第2類型A	B	85%	第2類型B	A	85%
筑波大学	第2類型A	A+	100%	第2類型A	A+	100%	第2類型A	A+	100%	第2類型A	A	95%	第2類型A	A	95%
千葉大学	第2類型B	A	85%	第2類型B	A	85%	第2類型B	A	85%	第2類型B	A	85%	第2類型B	A+	90%
東京大学	第1類型	A	105%	第1類型	A	105%	第1類型	A	105%	第1類型	A	105%	第1類型	A+	105%
一橋大学	第1類型	S	120%	第1類型	S	120%	第1類型	S	120%	第1類型	A+	110%	第1類型	A+	110%
金沢大学	第2類型B	A	85%	第2類型B	A	85%	第2類型B	C	70%	第2類型B	B	75%	第2類型B	A	85%
名古屋大学	第2類型A	A+	100%	第2類型A	A+	100%	第2類型B	A	85%	第2類型B	A	85%	第2類型B	S+	120%
京都大学	第1類型	S	120%	第1類型	A+	110%	第1類型	S	120%	第1類型	A	105%	第1類型	S	120%
大阪大学	第1類型	A	105%	第1類型	A	105%	第1類型	A+	110%	第1類型	A	105%	第1類型	S	120%
神戸大学	第1類型	S	120%	第1類型	A+	110%	第1類型	A	105%	第1類型	A	105%	第1類型	S	120%
岡山大学	第2類型B	A+	90%	第2類型A	A+	100%	第2類型A	A	95%	第2類型A	A	95%	第2類型A	A	95%
広島大学	第2類型B	A	85%	第2類型B	A+	90%	第2類型B	B	75%	第2類型B	B	75%	第2類型C	A	75%
九州大学	第1類型	A	105%	第2類型A	B	85%	第2類型A	A	95%	第2類型B	B	75%	第2類型B	A+	90%
琉球大学	第2類型B	A+	90%	第2類型C	B	65%	第2類型C	A	75%	第2類型C	B	65%	第2類型C	B	65%
学習院大学	第2類型B	B	75%	第2類型C	C	60%	第2類型C	C	60%	第2類型C	B	65%	第2類型C	S	90%
慶應義塾大学	第1類型	A	105%	第1類型	A	105%	第1類型	A	105%	第1類型	A	105%	第1類型	A	105%
駒澤大学	第3類型	B	5%	第2類型C	C	60%	-	-	-	-	-	-	-	-	-
上智大学	第2類型C	A	75%	第2類型C	B	65%	第2類型C	A	75%	第2類型B	C	70%	第2類型B	A+	90%
専修大学	第2類型B	A	85%	第2類型B	A	85%	第2類型B	A+	90%	第2類型B	A+	90%	第2類型B	A	85%
創価大学	第2類型B	A	85%	第2類型B	A+	90%	第1類型	A+	110%	第2類型A	A	95%	第2類型B	C	70%
中央大学	第2類型B	A	85%	第2類型B	B	75%	第2類型B	A	85%	第2類型A	A	95%	第1類型	A	105%
日本大学	第2類型B	A	85%	第2類型B	A	85%	第2類型B	A	85%	第2類型B	B	75%	第2類型B	C	70%
法政大学	第2類型B	A	85%	第2類型B	B	75%	第2類型B	A+	90%	第2類型B	S	100%	第2類型B	A	85%
明治大学	第2類型B	A+	90%	第2類型B	A	85%	第2類型B	B	75%	第2類型B	A	85%	第2類型C	C	60%
早稲田大学	第2類型A	A+	100%	第1類型	A+	110%	第1類型	A+	110%	第1類型	A	105%	第2類型A	A	95%
愛知大学	第1類型	A	105%	第1類型	A	105%	第1類型	A	105%	第1類型	B	95%	第1類型	A+	110%
南山大学	第2類型C	B	65%	第2類型C	C	60%	第2類型B	A	85%	第2類型B	B	75%	第2類型B	B	75%
同志社大学	第2類型B	B	75%	第2類型B	A	85%	第2類型A	A	95%	第2類型A	A	95%	第2類型A	A	95%
立命館大学	第2類型B	A	85%	第2類型B	C	70%	第2類型B	B	75%	第2類型B	C	70%	第2類型B	C	70%
関西大学	第2類型B	A	85%	第2類型B	A	85%	第2類型B	A+	90%	第2類型B	B	75%	第2類型B	A+	90%
関西学院大学	第2類型B	A	85%	第2類型A	A	95%	第2類型A	A	95%	第2類型B	B	75%	第2類型B	C	70%
福岡大学	第2類型B	A	85%	第2類型B	A	85%	第2類型B	A+	90%	第2類型B	B	75%	第2類型C	A	75%

※駒澤大学はR5以降学生募集停止

※R7加算の評価結果はR6までの表記を踏襲

【第 12 期の審議のまとめ（令和 7 年 2 月 20 日）】抜粋

- ・「法曹養成制度改革の更なる推進について」（平成27年6月30日法曹養成制度改革推進会議決定）において、新たに養成し、輩出される法曹の規模は、司法試験合格者数でいえば、質・量ともに豊かな法曹を養成するために導入された現行の法曹養成制度の下でこれまで直近でも1,800人程度の有為な人材が輩出されてきた現状を踏まえ、当面、これより規模が縮小するとしても、1,500人程度は輩出されるよう、必要な取組を進めること
- ・各法科大学院においては、現在の規模を前提として、プロセスとしての法曹養成制度の中核的な機関として、継続的に各法科大学院が高い教育力を有するよう、たゆまぬ努力を続けていくとともに、今後は、社会貢献を含めた法科大学院教育の意義の発信強化や、各法科大学院において、これまで培ってきた特色・魅力の更なる伸長を図っていくことが期待される
- ・司法制度改革の理念に基づき、法科大学院がプロセスとしての法曹養成の中核的な教育機関として名実ともに確かな存在となるためには、引き続き、各法科大学院自らが提供する日々の教育の質の更なる充実に努めることが重要
- ・今後も継続的に法科大学院教育の質の確保を図っていくことが前提であるが、その上で、これまでの20年間のように質の確保に特化した議論や取組のみを行うのではなく、法科大学院の意義の発信や、これまで培ってきた特色・魅力の伸長を図っていくよう発信していくことが望ましい。
- ・**法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム**については、令和6年度より新たに5年間の取組が開始されたところであるが、**法科大学院を取り巻く状況の変化を注視しつつ、各法科大学院の意見も踏まえながら、実施のあり方を含め随時に見直しを行っていくことが求められる。**

【第 13 期の審議に関する主な論点について（第120回） 資料3 抜粋】

個別の論点

【前半で特に議論いただきたい論点】

（1）法科大学院に係る評価制度等について

○ 中央教育審議会の答申において、現行の認証評価制度を新たな評価制度へ移行することを提言しているが、今後の全体の議論も踏まえつつ、法科大学院における分野別認証評価の意義や必要性、改善すべき点等について、どのようなものが考えられるか。

○ **法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラムについては、令和6年度より新たに5年間の取組が開始されたところであるが、今後、法科大学院教育の振興を図るよう機能していくためには、新たな評価制度との関係性も考慮しつつ、どのような仕組みとすべきか。**また、今後、重点的に振興していく取組内容としては、どのようなものが考えられるか

法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラムの経緯について（詳細）

これまでの検討の経緯等①

法科大学院教育の質の向上のための改善方策について（報告）（平成21年4月17日 中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会）

第3 教育体制の充実

2. 入学定員の見直しと法科大学院の教育課程の共同実施・統合等の促進

<入学定員の見直し>

（略）

- ・入学定員の規模に比して質の高い教員の数を確保することが困難、
- ・志願者が減少し競争倍率が低いと質の高い入学者を確保することが困難、
- ・修了者の多くが司法試験に合格しない状況が継続（その見直しも含む）、

といった状況が見られる法科大学院については、自ら主体的に平成22年度の入学定員の削減などの適正化に向けた見直しを個別に検討する必要がある。

また、そのような状況にない法科大学院においても、教育体制の充実、入学者の質の確保や大量の司法試験不合格者の削減、などの観点から、平成22年度の入学者からの入学定員の見直しに主体的に取組、法科大学院全体としての入学定員の適正化に寄与することが求められていると考える。

なお、これらの定員の見直しが教育体制の強化を目的としていることに鑑みれば、その見直しに当たっては、教員数の削減などにより教育体制が脆弱になることのないよう配慮されるべきである。

法科大学院の入学定員の見直しに当たっては、地域における法曹養成機関としての機能・実績を分析・評価し、適切な規模に留意しながら、全国的な適正配置にも配慮する必要がある。

これらの取組によって、法科大学院全体としての入学定員が一定程度削減され、法科大学院修了者が相当の割合で法曹資格を取得できるようになれば、優秀な法曹志望者の法科大学院への入学を促進することにつながることを期待される。

法科大学院における組織見直しの促進方策について（平成22年3月12日 中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会）

2. 法科大学院特別委員会における意見の概要

【見直しの観点】

（3）（2）において提言した法科大学院に対する公的支援の在り方を見直しにあたっては、以下の観点から検討を行うべきである。

- ① 法科大学院に対する国立大学法人運営費交付金及び私学助成における支援の在り方について見直すこと
- ② 見直しの対象となる法科大学院は（1）で指摘したような、深刻な課題を抱える一部の法科大学院に限定すること
- ③ 見直しの対象の選定は、客観的かつ明確な基準に基づいて行うことが望ましく、本委員会の議論を踏まえつつ、文部科学省において基準を策定すべきであること

（4）（3）③の見直しの対象の選定については、

- ① 授業内容、成績評価、教育体制に深刻な課題が見られること、
- ② 司法試験の合格状況に大きな問題があること、
- ③ 入学者選抜の機能が働いておらず、入学者の質の確保が困難となっていること、

などを考慮して判断することが考えられる。

そのうち、司法試験の合格状況を指標として用いるにあたっては、平成22年司法試験の結果を反映して見直しを実施できるよう、すみやかに検討に着手する必要があるが、一方で、過度に高い指標により、すべての法科大学院を司法試験の合格率競争に巻き込み、法科大学院制度を歪めることのないよう配慮する観点から、合格状況に極めて大きな問題が続いている法科大学院に限定するべきである。

法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラムの経緯について（詳細）

これまでの検討の経緯等②

法科大学院の組織見直しを促進するための公的支援の見直しについて（平成22年9月16日 文部科学省）

＜対象＞ 深刻な課題を抱える法科大学院（「前年度の入学者選抜における競争倍率が2倍未満」等の指標により抽出）→平成24年度予算では6校、平成25年度予算では4校の法科大学院が見直し対象

＜評価基準＞「司法試験合格率」「入学者選抜における競争倍率」

＜具体的措置＞ 国立大学法人運営費交付金及び私立大学等経常費補助金を減額

法科大学院の組織見直しを促進するための公的支援の更なる見直しについて（平成24年9月7日 文部科学省）

＜対象＞ 深刻な課題を抱える法科大学院（「入学定員充足率50%未満の状況が2年以上継続」の指標を追加）→平成26年度予算では18校が見直し対象

＜評価基準＞「入学定員充足率」に係る指標を追加

＜具体的措置＞ 国立大学法人運営費交付金及び私立大学等経常費補助金を減額

法曹養成制度改革の推進について（平成25年7月16日 法曹養成制度関係閣僚会議決定）

・文部科学省において、中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会の審議を踏まえ、1年以内に、公的支援の見直しの強化策など入学定員の削減方策を検討して結論を得た上、2年以内にその結論に沿った実施を開始する

・公的支援の見直しの強化策など入学定員の削減方策等を講じても一定期間内に組織見直しが進まないときは、課題が深刻で改善の見込みがない法科大学院について、法曹養成のための専門職大学院としての性格に鑑み、組織見直しを促進するため必要な法的措置を設けることとし、その具体的な在り方については、大学教育の特性に配慮しつつ、閣僚会議において2年以内に検討し、結論を得る

法科大学院における組織見直しの更なる促進方策の強化について（提言）（平成25年9月18日 中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会）

2. 公的支援の見直し強化策について

(2) 今回の見直し強化策において特に重視すべき点

○ このように法科大学院制度を取り巻く状況が近年ますます厳しくなっていることを踏まえ、公的支援の見直しの更なる強化策を検討するに当たっては、

1. 課題が深刻な法科大学院の組織見直しを早急に促す観点から、その削減額の幅や適用方法・時期について検討するとともに、

2. 国際化対応や民間・公務部門への人材育成、継続教育など特色ある先導的教育や教育資源を有効活用した連携・連合の推進などを通じて、司法制度改革が目指していた魅力ある法科大学院となるよう、優れた取組の支援を通じた浮揚も視野に入れて、

全ての法科大学院を対象とした上で、各法科大学院におけるこれまでの取組を通じて得られた成果等を多面的・総合的に評価する仕組みに抜本的に改めるべきである。

○ その際には、特に以下の2点について検討すべきである。

1. 司法試験合格状況や入学状況などにおいて課題が深刻な法科大学院については、これまでも課題を解決するに至らなかったことを踏まえ、抜本的な組織見直しを求めることを基本とする。ただし、法科大学院としてのこれまでの蓄積を踏まえた他分野への改組転換や、成果を挙げている他の法科大学院との連合といった改善策を講じる場合には、それらの取組を促進するよう配慮することが求められる。

2. 多くの法科大学院において入学定員を満たすことができない状況が恒常化しており、法科大学院全体としての入学定員と実入学者数の差も近年ますます拡大していることを踏まえ、個々の法科大学院における司法試験の合格状況や入学状況等の実態を評価した上で、適正な規模の入学定員となるような仕組みを設ける必要がある。

法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラムの経緯について（詳細）

これまでの検討の経緯等③

法科大学院の組織見直しを促進するための公的支援の見直しの更なる強化について（平成25年11月11日 文部科学省）

＜対象＞ 全ての法科大学院

＜評価基準＞ これまでの成果等を多面的・総合的に評価するとともに、先導的な取組の提案も評価

＜具体的措置＞ 国立大学法人運営費交付金（法科大学院に係る教員経費相当額）及び私立大学等経常費補助金（特別補助／法科大学院支援における専任教員に係る補助額）の予算の範囲内でメリハリをつけて配分

法曹養成制度改革の更なる推進について（平成27年6月30日 法曹養成制度改革推進会議決定）

・平成27年度から、文部科学省及び法務省が実施している公的支援の見直し強化策及び教員派遣見直し方策は、法科大学院の組織見直しの進捗状況を踏まえつつ、平成28年度以降においても継続的に実施する。また、最高裁判所においても教員派遣見直し方策の実施が継続されることが期待される。

「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」の見直しについて（平成27年12月11日 文部科学省）

・基礎額設定の指標として、平成29年度予算より、競争倍率に係る指標を追加するとともに、司法試験合格率に係る指標を充実

「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」の見直しについて（平成28年12月22日 文部科学省）

・基礎額設定の指標について、平成30年度予算より、入学定員充足率を削除（ただし、3年連続で入学者数10名未満となった場合は減点）

「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」の見直しについて（平成30年2月22日 文部科学省）

・加算率について、体系的・統計的な取組を促すため、5年間（令和元年～令和5年まで）の中期的な改革・取組を、検証可能な目標とともにパッケージとして提案させ、進捗状況を毎年確認・評価することにより算出するよう見直し

「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」の見直しについて（令和2年12月11日 文部科学省）

・未修者教育の充実の観点から、優れた成果を上げている法科大学院を評価するため、「法学未修者の司法試験の合格率」と「修了直後の司法試験の合格率」において、「基礎額算定」の指標に新たな加点項目を導入

「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」の見直しについて（令和5年6月9日 文部科学省）

・加算率について、引き続き5年間（令和6年～令和10年まで）の中期的な改革・取組を、検証可能な目標とともにパッケージとして提案させ、進捗状況を毎年確認・評価することとする